

平成 30 年 2 月 21 日

社員の懲戒処分について

この度、弊社社員に対して以下の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

1. 懲戒処分の内容

諭旨解雇（平成 30 年 2 月 21 日付け）

2. 懲戒処分の理由

虚偽の会議にかかる飲食費の着服及び社用車の私的使用により弊社に損害を与えたため。

弊社といたしましては、今回の事態を真摯に受け止め再発防止に努めてまいります。

以 上